

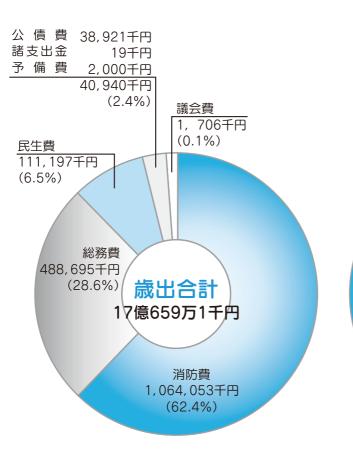
政組合の予算

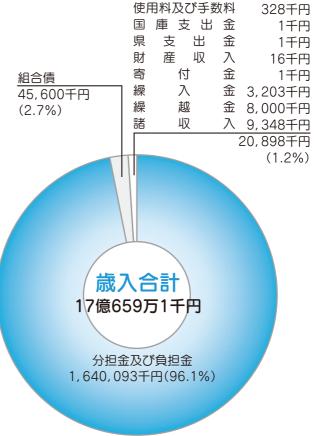
平成30年3月定例議会において、平成30年度予算が原案どおり可決されました。

平成30年度予算は、【一般会計】【介護保険特別会計】【峡南ふるさと市町村圏特別会計】の3つの会計から 編成されています。

本年度の予算額は一般会計が17億659万1千円となっており前年度予算の16億5,115万9千円と比較す ると5,543万2千円の増額となっています。

計





出(組合で使うお金) 歳

組合議員の報酬の他、議会運営にかかる経 議会費 費です。

峡南広域行政組合事務局総務課 · 厚生支 総務費 援課・計算センターの運営にかかる総務 費等の経費となっています。

老人ホーム慈生園に入所している方の生活 費及び施設運営費となっています。

消防本部の運営及び消防施設整備にかかる 消防費 経費となっています。

入 (組合に入るお金)

歳入の主なものは、構成5町からの分担金及び負担 金で歳入の『96.1%』を占めています。

分担金及び負担金のうち、職員人件費や一般的な 事業運営費等の組合費負担金が13億7,541万7千円、 町のパソコン端末のリース料・安全に端末が使用出来 るようにするための修理や保全にかかる保守料: パッケージ※1使用料等の町電算システム負担金が1 億6,007万2千円、養護老人ホーム慈生園入所者の 生活費・事務費等の民生費負担金が6,449万9千円、 各町のネットワークをつなぐ広域ネット運営費負担金 が4,010万5千円となっています。

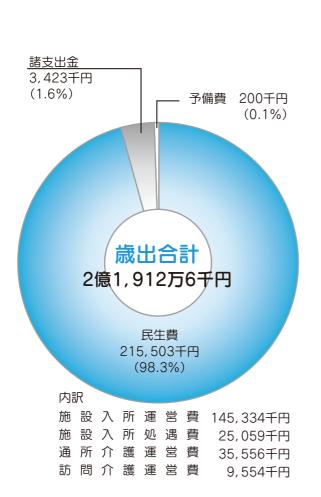
※1パッケージ:業務用システムなどで既製品のソフトウェア製品を購入・利用する用語で システムを新たに依頼して開発し自社の業務に合わせて開発する「オーダーメイドソフト」 と対比するときに使う用語

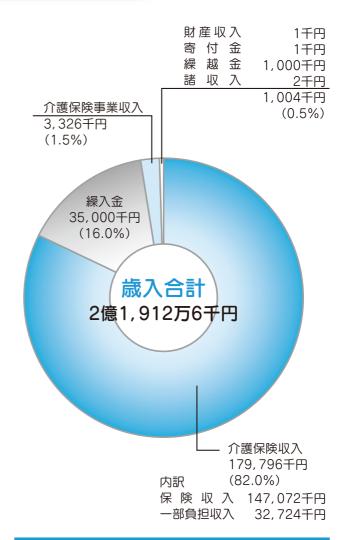
平成30年度峡南広域行

介護保険特別会計は、2億1,912万6千円となっており前年度予算の2億1,942万6千円より30万の減額となっています。

峡南ふるさと市町村圏特別会計は、1,133万2千円となっており前年度予算の999万円より134万2千円の増額となっています。

介護保険特別会計





歳 出 (組合で使うお金)

施設入所運営費

特別養護老人ホーム施設職員の 総務費等の事務管理にかかる経 費です。

施設入所処遇費

特別養護老人ホーム入所者の生活にかかる経費です。

通所介護運営費

デイサービス事業にかかる運営 費です。

訪問介護運営費

| 養護老人ホーム入所者への介護 サービス提供にかかる経費です。

歳 入 (組合に入るお金)

歳入の主なものは、国民健康保険団体連合会などから支払われる保険収入と介護サービス利用者から徴収される一部負担金でこの2つが歳入総額の『82%』を占めています。

峡南ふるさと市町村圏特別会計

						(単位:千円)
	Ė	裁	入		歳	出
県	支	出	金	1	総務費	1,622
財	産	収	入	3,918	事業費	5, 792
繰	入		金	7,410	諸支出金	3,918
繰	越		金	1	計	11,332
諸	収		入	2		
計				11,332		

改正しました。

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにお

峡南広域行政組合個人情報保護条例等中改正の件

い、個人情報保護条例、情報公開条例及び特定個人情報保護条例の一部を

峡南広域行政組合職員の育児休業等に関する条例中改正の件

雇用保険法等の一部改正により、育児休業の取得可能期間が延長された

事業費の内訳

(単位:千円) 主な使いみち 事 業 名 予算額 創発的な産業圏づくり事業 4,862 観光PR事業費 体系的な基盤づくり事業 930 組合ネットワーク関連経費

いて審議され、いずれも原案のとおり可決されました。内容について 定例会において、条例改正三件、補正予算三件及び当初予算三件につ は次のとおりです。 平成三十年三月二十六日、平成三十年第一回峡南広域行政組合議会

総額を十六億七千三百二十万九千円としました。

条例改正

る必要があるため給与条例の一部を改正しました。 平成二十九年山梨県人事委員会勧告に伴い、職員の給与について改正

歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百五万円を追加し、歳入歳出予算の 平成二十九年度峡南広域行政組合一般会計補正予算(第二号)

の総額を二億二千百十四万六千円としました。 平成二十九年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第一号) 歳入歳出予算の総額にそれぞれ百七十二万円を追加し、歳入歳出予算

され、いずれも原案のとおり可決されました。内容については次のと 合議会臨時会において、条例改正一件及び補正予算二件について審議

平成二十九年十二月二十二日、平成二十九年第二回峡南広域行政組

峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件

※本年度予算の詳細については二~四ページをご覧ください。 歳入歳出予算の総額を、それぞれ一千百三十三万二千円としました。 平成三十年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、 平成三十年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算 それぞれ二億一千九百十二万六千円としまし

峡南広域行政組合職

峡南広域行政組合では、平成31年度採用職員を 下記の職種において募集いたします

◆消防職:若干名 ◆介護職:若干名

・平成二十九年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第一 出予算の総額を十六億六千七百三十九万四千円としました。

号

伴い、手数料条例の一部を改正しました。

ことに伴い、育児休業条例の一部を改正しました。

峡南広域行政組合手数料条例中改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに

平成二十九年度峡南広域行政組合一般会計補正予算(第三号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ五百八十一万五千円を減額し、

※このほか、栄養士に欠員が生じた 場合には栄養士を募集する予定です

採用試験の詳細につきましては、7月上旬に組 合ホームページ (http://www.kyonan.jp) 並び に市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川 町の広報誌において告知いたします。

【申し込み・問い合わせ】 峡南広域行政組合 事務局総務課 電話0556-32-5011

予算(第一号) 歳入歳出予算の総額にそれぞれ三十一万三千円を追加し、歳入歳出予算

平成三十年度峡南広域行政組合一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、それぞれ十七億六百五十九万一

千円としまし

の総額を一千三十万三千円としました。

平成二十九年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正 予算の総額を二億三千百六十八万三千円としました。 歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千五十三万七千円を追加し、歳入歳出

厚生支援課通信

介護保険の認定調査内容

みなさんこんにちは。峡南広域行政組合厚生支援課です。

前回に引き続き今回の「厚生支援課通信」では、認定調査員がみなさまのお宅などに訪問して、直接お話 を伺う「認定調査」の内容をご紹介します。

「認定調査 | 基本調査内容

- ①身体の動きについて(13項目)
- ②日常生活について(12項目)
- ③もの忘れについて(9項目)
- ④対応が必要な行動について(15項目)
- ⑤社会生活について(6項目)
- ⑥医療について(12項目)

認定調査は同じような心身の状態の方が同等のサービスを受けら れるように設けられた、全国共通の基準で行われます。認定調査項 目は全て必要な内容であり、もの忘れに関する質問も全ての方にお 伺いしています。たくさんの項目がありますが、ご理解とご協力を お願いします。

今回は「④対応が必要な行動について」を詳しくお伝えします。

対応が必要な行動について

普段の生活を送るうえで、その状況や目的と合っていない行動や発言、訴えなどがあり、 その行動に対応が必要かをお伺いする項目です。

- 1. 被害的な訴えをする
- 2. 事実とは違う話をする
- 3. 感情が不安定になる
- 4. 昼夜の行動が逆転する
- 5. しつこく同じ話をする
- 6. 大声をだす
- 7. 介護に抵抗する
- 8. 落ち着きがない行動がある
- 9. 一人で外に出たがる
- 10. いろいろなものを集める
- 11. 物や衣類を壊す・破く
- 12. ひどい物忘れ
- 13. 独り言や独り笑いをする
- 14. 自分勝手に行動する
- 15. 話がまとまらない

普段の生活のなかで、対応が必要な行動がみられると、介護者の方が 精神的に大きく負担を感じてしまう場合があり、また、症状は多岐にわた り個人差も大きいのが特徴です。

実際には盗られていないものを誰かに盗られたと訴える方や、失敗を 隠そうと事実とは異なる話をされる方もいらっしゃいます。このような 行動がみられる場合には、どのくらいの回数でそれらの行動がみられ、 その行動に対して介護者の方がどのような対応をされているかを認定 調査員にお伝えください。

昔からの性格で涙もろい方や、怒りやすい方、大声で話される方もい らっしゃいます。そのような方の場合には、「最近、泣くような場面ではな いのに泣いている。」、「より些細なことで怒るようになった。」など、以前 との変化を認定調査員にお伝えください。

この項目は、ご本人様を目の前に介護者の方にお答♪ えいただくことが難しい項目でもあります。お答えが難 しい場合には、別室にて様子をお伺いしたり、認定調査 後にお電話にてお伝えいただいたり、普段の様子を事 前に記入したメモをお渡しいただくといった方法もあ ります。認定調査に必要な項目のため、対応が必要な行 動がない方にも共通の質問をしますのでご協力をお願 いします。



今回は、「対応が必要な行動について」の内容をご紹介しました。当日どの ような認定調査を行うか参考になりましたでしょうか。

次回の「厚生支援課通信」でも、引き続き「社会生活について」の内容をご 紹介する予定です。今後も認定調査にご理解とご協力をお願いします。

認定調査の内容につきましては、厚生労働省が定める 「要介護認定 認定調査員テキスト」を基に全国で統一されております。 認定調査についてのお問い合せ先 峡南広域行政組合 厚生支援課 〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495 TEL0556-32-5015

住宅用火災警報器を設置すると、どのくらい効果があるの?

総務省消防庁において、実際の住宅火災の被害状況をH26年からH28年までの3年間における失火を原因としたものについて、火災調査報告を基に、住宅用火災警報器(以下住警器)の効果を分析したところ、住警器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、被害状況が概ね半減した結果となりました。

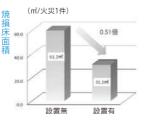
※ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

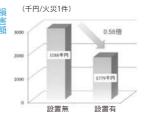
死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住警器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損床面積、損害額は概ね半減。



住警器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡 大リスクが大幅に減少。







注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の○○者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

また、日本に先立って義務化を進めた米国では、1970年代後半には火災によって約6000人の死者が発生していましたが、住警器の普及率の上昇に伴って死者数が減少し、普及率が90%を超えた近年では死者数がピーク時から半減(3,000人弱)という効果が現れています。 日本においても、住警器を設置していた家庭における奏功事例が多数報告されています。

チェック奏功事例を

(事例1) 1階の台所から出火。2階で就寝中の居住者が、階段の住警器の鳴動に気づき、119番通報し、避難できた。

(事例2-1) 居住者が寝たばこをしてしまい、ふとんから発煙し、寝室の住警器が鳴動。気づいた居住者が、ふとんを風呂場へ 持って行き、浴槽の水に浸し、大事に至らなかった。

(事例2-2) 就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れ、ふとんを焦がし、寝室の住警器が鳴動。気づいた居住者が、急いで水をかけ、大事に至らなかった。

(事例3) 居住者が調理中に就寝してしまい、鍋から発煙し、台所と寝室の住警器が鳴動。隣人が警報音と臭いを確認し、 119番通報。

お手入れや点検を 定期的に行いましょう!

住警器は、家族や地域にいちはやく火災発生を知らせてくれるものです。 火災のときにきちんと作動するよう、お手入れや点検は定期的に行いましょう。

手入れ・作動確認のポイント

お手入れは、中性洗剤を浸し十分絞った布で外観の汚れをふき取るなど

- ●住警器にある「ボタンを押す」あるいは「引きひもをひく」ことで、警報音がきちんと鳴るかどうか、確認しておきましょう。
- ●点検は、「お手入れを行った後」などに、定期的に確認する時期を決めておくと便利です。最低限1年に1回は点検を行ってください。
- ●点検の際は、実際の警報音がどんなものであるかを家族で確認しましょう。
- ●「設置後や電池を交換したとき」、「お手入れを行った後」、「長期間留守にして戻った後」などにも、きちんと作動するかチェックしておくと安心です。

住宅火災を知らせる 住警器!取替え時期は?

住警器が『ピッ・ピッ・ピッ』と鳴る時は、 もしかした電池の交換の時期かもしれません。

住警器の本体と電池の寿命の目安は約10年!定期的な作動確認を!

- ●ボタンを押しても(ヒモを引いても)作動しない時は、まず、電池が正しくセットされているか確かめてください。それでも鳴らない場合は電池切れか、機器本体の故障かもしれません。
- ●住警器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。
- ●電池切れと判明した住警器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが 考えられるため、本体の交換を推奨しています。
- ●住警器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに適切に作動するよう、火災予防運動の時期などに、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

住警器に関するご質問などは、下記の「住宅用火災警報器相談室」へお気軽にお問い合わせ下さい。

一般社団法人 日本火災報知機工業会 <フリーダイヤル>0120-565-911

受付時間:月曜から金曜までの午前9時から午後5時 (正午から午後1時までを除く。土、日及び祝祭日は休み)

重大な消防法令違反の建物を公表する

違反対象物の公表制度について

政令指定都市で公表制度が始まっています。

近年、全国的にホテルや社会福祉施設での火災により多数の死傷者が出ています。火災が発生した建物には、消防法令で義務付けられて いる消防用設備が設置されていないなどの違反が見受けられました。

そこで、利用者自らが建物の防火安全に関する情報を確認し、その判断に活用できるよう、立入検査の際に確認した重大な消防法令違反 に係る情報を利用者等に公表する「違反対象物の公表制度」が政令指定都市で始まっています。さらに管内人口が20万人以上の消防本部 は平成30年4月1日から順次実施すこととなっています。また、当消防本部でも平成32年4月1日より公表制度を実施する予定です。

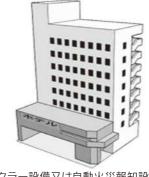
実施内容

(1) 公表の対象となる防火対象物

百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設、地下街等の不特定多数の者が出入 りするもの (特定防火対象物)







(2) 公表の対象となる違反

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設 置による設置義務違反





スプリンクラー設備

自動火災報知設備



(3) 公表の時期

公表の対象となる違反の内容を建物の関係者に通知 してから一定期間経過後

(5) 公表する事項

①防火対象物の名称 ②防火対象物の所在地 ③違反の内容(違反指摘事項、根拠法令、違反の位置等)

(4) 公表の方法

市町村又は消防本部 のホームページへの 掲載により公表



建物関係者の方へ

消防法の消防用設備等の設置規制は、建物の規模や用途に応じて変わる場合があるため、次のような場合には、重大な消防法令違反 になる場合がありますので、事前に峡南消防本部予防課までご相談ください。

- ◆増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- ◆既存の建物内に、飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途の対象物が新たに入居する場合
- ◆建物の窓の前に荷物や棚を置いたり、開口部を合板等で塞いだり、窓にフィルムを貼付する場合
- ◆建物の用途を飲食店、物品販売店舗、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等に変更する場合 (一部を変更する場合も含みます。)

問い合わせ先 峡南消防本部予防課 055-272-7613

観光情報サイト「バラリ富士」||]開設

富士川地域の観光情報を紹介するWEBサイト「ぶらり富士川」 https://burari-fujikawa.com/がオープンしました!



このサイトは、山梨県、構成5町に各町商工会 や観光協会等を加えた組織「富士川地域歴史・ 文化ツーリズム推進会議」の平成29年度事業 として、地域の魅力をPRしていくことを目的に 開設したものです。

「ぶらり富士川」では、富士川地域の観光情報 を発信するポータルサイトとして、季節別のモデ ルコースの紹介や観光施設、お祭り・イベントな ど、観光に役立つ情報をお届けしていきます。



